

告 示

埼玉県告示第千三百十二号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県北本市全域

四 作業期間

令和六年十二月二十八日から令和七年三月二十四日まで